

第9期（令和6年度～8年度）整備分 地域密着型サービス整備事業者公募要項

- ① 認知症対応型共同生活介護
- ② 小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和7年10月
豊明市健康福祉部長寿課

1. 公募の趣旨

豊明市では、「第9期豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2024年度～2026年度）」に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、広くより質の高い地域密着型サービスを提供する事業候補者を募り、事業計画等の内容について審査し、計画的に対象事業者の選定を行うものです。

2. 公募を行う地域密着型サービス事業の種類

（1）認知症対応型共同生活介護

施設種類	定員数	整備数	整備区域
認知症対応型共同生活介護	9人（1ユニット）	1か所	全域

（2）小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護

施設種類	定員数	整備数	整備区域
小規模多機能型居宅介護	登録定員 29 人 ※ 宿泊定員 6 人以上 9 人以下、通い定員については、基準の範囲内で任意	1 か所	北部圏域を除く
看護小規模多機能型居宅介護	登録定員 29 人 ※ 宿泊定員 6 人以上 9 人以下、通い定員については、基準の範囲内で任意		

（3）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設種類	定員数	整備数	整備区域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1 か所	全域

※ 整備区域について、該当圏域に隣接している土地は公募不可であるが、一部を跨る土地については、公募可能とする。

- 北部圏域…沓掛町、二村台、間米町
- 中部圏域…三崎町、西川町、新田町、大久伝町、阿野町、前後町
- 南部圏域…栄町、新栄町

※ 既存施設への併設、または公募の上記介護サービスを合築・併設して新設することも認める。

3. 整備時期

第9期中（令和7年度～8年度）に整備すること

※同一年度内で整備を完了すること。

例：①令和8年5月着手、令和9年2月竣工→○

②令和8年1月着手、令和8年7月竣工→×

4. 応募できる事業者の資格要件

（１）法人格を有する者（又は事業開始前までに法人格を有する予定である者）であって、介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

（２）豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団等を排除するための下記に該当しないこと。

① 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である。

② 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している。

③ 親会社等が前2号のいずれかに該当する。

④ 暴力団員等を雇用または使用している。

⑤ 暴力団員等に金銭、物品その他財産上の利益を与え、または便宜を提供している。(第1号から第3号までの各号に該当する団体等に供与している場合を含む。)

⑥ 代表者及び役員等が暴力団員等と密接な交際その他の社会的に非難されるべき関係を有している。(第2号または第3号に該当する団体等の代表者及び役員等の交際等を含む。)

5. 応募の要件

（１）「豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」など各種関係法令を遵守すること。

（２）計画予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、公募申請までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。

（３）施設を整備する土地及び建物は、運営法人が所有権を有すること、または売買契約の仮契約等により取得が確実に見込まれること、もしくは借地の場合で賃貸

借契約の締結していること、または賃貸借契約の仮契約等により賃借が確実に見込まれ、整備時においては、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。（第三者への対抗要件を備えること。）

※令和7年度の愛知県介護施設整備事業費補助金交付要綱第3条第1号ア参照

（4）建物用地は、災害（水害、崖地、土砂など）に対する安全性が確保されており、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）及び災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域を含まないこと。ただし、浸水深1メートル未満の浸水想定区域等についてはA及びBの要件を満たす場合は、応募することができるものとする。

A) 今回整備を行う対象施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

B) 今回整備を行う対象施設等が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

※ 令和7年度の愛知県介護施設整備事業費補助金交付要綱第3条第1号ア（ア）号参照。

※ 豊明市水害・土砂災害ハザードマップ（1000年に1度程度の大雨（24時間総雨量760mm）で外水氾濫と内水氾濫が同時に発生した場合）参照。

6. 応募手続き

（1）申請

次の（ア）、（イ）の両方の手続きが必要となります。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご了承ください。また、応募に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

なお、申込書等様式は豊明市のホームページからダウンロードしてください。

（ア）応募意向届の提出

【提出書類】

地域密着型サービス整備事業者応募意向届

【提出方法】

豊明市役所長寿課窓口へ持参または郵送（期限内必着）

【提出期間】

令和 7 年 10 月 28 日(火)から令和 7 年 12 月 11 日(木)まで

【その他】

- ・ 意向届は応募数把握のために使用します。
- ・ 意向届の提出がない場合は、応募申込みができません。
- ・ 意向届提出後、応募申込みをしない場合は長寿課へご連絡ください。

(イ) 応募申込書の提出

【提出書類】

- ① 応募申込書（提案者に関する提出書類一覧参照）
- ② 開設提案書（開設提案に関する提出書類一覧参照）を提出してください。

※ 上記のほか、市が必要と認める場合には、追加で書類の提出を求めることがあります。

【提出方法】

豊明市役所長寿課窓口へ持参（郵送不可）

※午前 9 時から午後 5 時まで（土曜・日曜日、祝日を除く）

【提出期間】

令和 7 年 10 月 28 日(火)から令和 7 年 12 月 25 日(木)まで

(2) 質問及び回答

質問者は、質問票（様式 14）を使用し令和 7 年 11 月 20 日(木)の午後 5 時までに電子メールにて送信してください。電話や来庁等口頭による質問は受け付けません。回答については、とりまとめのうえ市ホームページで公表します。

（質問者の氏名等の公表はしません。）

メールアドレス：choju@city.toyoake.lg.jp

(3) 提出書類一覧

①提案者に関する提出書類一覧

項 目	内 容
(1)応募申込書	様式 1
(2)誓約書	様式 2
(3)定款または寄付行為	最新のもの（写しの場合は原本証明が必要）
(4)法人登記簿謄本	応募申込日前 3 か月以内に発行されたもの

(5)事業者概要	様式3 法人の概要 様式4 代表者経歴書 様式5 役員名簿 任意様式 ・事業者の概要（パンフレットでも可） ・現在運営している施設または事業に関する資料
(6)決算書等	① 直近2年間の決算書類（附属明細書含む） ② 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と実績
(7)納税証明書	法人及び代表者の直近年度の納税証明書
(8)事業所指導結果	直近3年間の監督官庁の運営指導等結果（指摘事項と改善策）
(9)事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	① 土地・建物登記簿謄本写し ② 借地・借家契約書の写し ③ 借地・借家に関する確約書（参考様式1～4）

② 開設提案に関する提出書類一覧

項 目	内 容
(1)施設整備計画書	様式6 参考様式5 土地・既存建物の写真 任意様式 5. 応募の要件（4）に該当する場合は、各計画書
(2)設立趣意書	様式7
(3)事業スケジュール	任意様式 開設までの日程表
(4)従事職員関係	様式8 管理者就任予定者経歴書 様式9 計画作成担当者就任予定者
(5)収支計画書	様式10 資金計画書 参考様式6 借入金返済計画書 様式11 収支計画書
(6)地域での説明状況	様式12 承諾書等がある場合は添付
(7)地域・関係機関との連携	様式13 地域及び関係機関との連携について
(8)プレゼンテーション用の資料一式	プレゼンテーションで使用する資料

※ 所定様式が定められているもの以外は、様式自由とします。

※ 記載内容については、後述の「10. 選定の基準等」を参照ください。

7. 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下のとおりお願いします。

（1）応募書類については、「①応募申込書（提案者に関する提出書類）」「②開設提案

書（開設提案に関する提出書類）」の順とし、提出書類一覧表における番号順に文字表記のインデックスを付け、A4ファイルに綴じる。

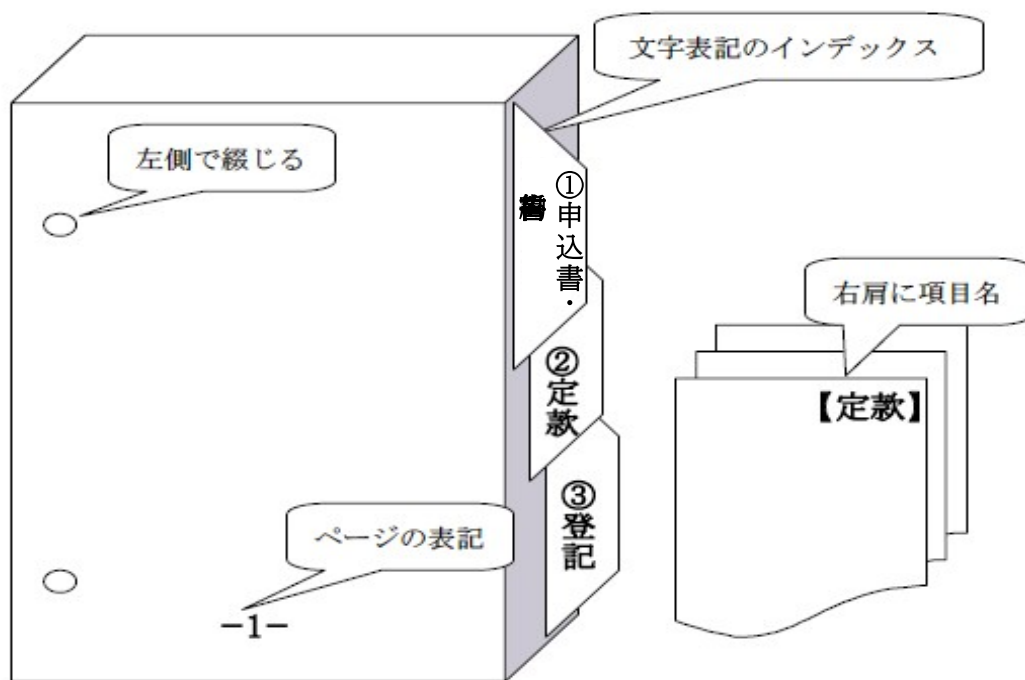
（２）全体の目次及びページを付けること。白紙面や仕切り紙などはページ数に含めない。

（３）資料は、原則A4サイズとし、可能な限り両面印刷とする。（図面等でA3となる場合は折り込む。）

（４）正本と副本の記載内容が異なることのないようにする。

（５）提出部数

９部（正本１部含む）



※ 提出後の書類の差し替えは、原則認めません。ただし、本市から資料の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

8. 整備等の補助

整備等に係る補助金は、愛知県の「地域医療介護総合確保基金」を財源とした、市の補助金を交付する予定です（市単独の補助制度は、導入しません）。

必ず補助が受けられるとは限りませんので、補助が受けられなくても整備できる場合のみ応募してください。

また、補助金の協議を行う場合には、手続きの進捗状況によって着工の時期が遅れる場合があるほか、実際に交付されることとなった場合には、財産処分の制限等の条件が付されます。

【地域医療介護総合確保基金】

※ 令和 7 年度の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱に準じます。

サービスの種類 \ 補助金名	整備費補助 予定額(A)	施設開設準備経費等補助 予定額(B)
① 認知症対応型共同生活介護	41,500 千円	1,036 千円×定員数
② 小規模多機能型居宅介護	41,500 千円	1,036 千円×宿泊定員数
③ 看護小規模多機能型居宅介護	41,500 千円	1,036 千円×宿泊定員数
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,330 千円	17,400 千円

※ 既存施設及び①～④のサービスを合築・併設する場合は整備費補助予定額(A)においては、上記金額に 1.05 を乗じた額となります。

※ 上記の金額は令和 7 年度の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱の上限額です。なお、令和 8 年度以降の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱の補助基準額が改定となった場合は、市予算の範囲内で補助額を見直すことがあります。

※ 令和 8 年度の整備となる場合は、議会の承認を前提とした補助の交付となります。

9. 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

(1) 予定事業者の決定方法（日程等の詳細は後日業者に通知。）

ア 予定事業者の決定は、「豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会 地域密着型サービス運営部会」委員を含めた事業者選考委員会での審査に基づき、市長が決定します。

イ 審査方式は、書類審査及び面接（提案説明）審査とします。

ウ 予定事業者の応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。また、審査の結果、「予定事業者」なしとする場合があります。

(2) 審査の手順

書類審査では、応募申込書及び開設提案書による参加意志の確認、資格審査等を行います。面接審査では、応募者による提案説明により、本事業に対する理解度・考え方、運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は文書で通知します。

(4) 予定事業者の公表

決定した予定事業者の名称は、市ホームページにて公表します。

10. 選定の基準等

次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査します。

(1) 運営理念・基本方針について

- ①本事業者公募に応募した理由
- ②サービスの質を向上させるための目標・方策
- ③自己評価や外部評価を受けることに対する考え方
- ④身体拘束、プライバシーへの配慮に対する考え方
- ⑤認知症ケアの対する考え方
- ⑥利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方
- ⑦自立支援のための具体的な手法
- ⑧個人情報保護の措置についての職員への周知、個人データの管理方法

(2) 地域等との連携について

- ①開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策
- ②運営推進会議や外部評価等に対する考え方
- ③地域に開かれた施設等としての方策
- ④協力医療機関との連携体制

(3) 事業運営について

- ①経営基盤の安定性
- ②資金計画についての方策
- ③防災安全対策への対応（計画・訓練・非常災害時の連携体制等）
- ④衛生管理、感染症予防への方策
- ⑤苦情処理のための体制
- ⑥事故防止、虐待防止への方策

(4) 従事職員関係について

- ①職員の配置
- ②職員の資質向上のための取り組み

(5) 施設整備面について

- ①事業所の立地状況
- ②併設サービスについての考え

11. 応募に際しての留意事項

(1) 応募内容の具体性

応募書類については、可能な限り具体的に記載してください。

(2) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届出（様式任意）を提出してください。

（３）選定後の手続き

選定により指定予定事業者となった事業者については、施設の建設等が終了後改めて事業者の指定申請を行っていただきます。その際に、指定基準を満たさない場合には、指定をしないことがあります。

（４）虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に、虚偽の記載をした場合は、応募を無効にします。

（５）施設整備等の補助

「８．整備等の補助」でも触れたように、県と整備費補助金及び開設準備経費補助金の協議を行い、県の補助金が受けられる場合に補助を行います。

必ず補助が受けられるとは限りませんので、補助が受けられなくても整備できる場合のみ応募してください。

（６）費用の負担

書類の作成、提出に要する費用は事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。

12. 実施スケジュール（参考）

内容	日程
公募開始（市ホームページに掲載）	令和７年１０月２８日（火）
質問受付	令和７年１０月２８日（火）～令和７年１１月２０日（木）
回答期日	令和７年１２月４日（木）
意向届受付期限	令和７年１２月１１日（木）
提出書類提出期限	令和７年１２月２５日（木）午後５時まで
書類審査	令和８年１月中旬
面接審査（プレゼンテーション）	令和８年１月※日程等は個別に通知します。
審査結果通知	令和８年２月
補助金交付申請・決定・整備着手	令和８年度中
施設整備完了	令和９年３月まで
指定申請・事業開始時期	令和９年４月まで

問い合わせ先

〒470-1195 豊明市新田町子持松１番地１
豊明市役所 本館１階 長寿課 介護保険係
電 話 0562-92-1261（直通）